

第8章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会（TEAC）の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。

一方、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会（FTEAC）の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ペイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、州有林から産出される丸太の輸出には樹種や等級に応じた「州内加工代替税」

（輸出税に相当）が課せられている。2019年7月からは、州内加工代替税の算定方法が改正され、州有林沿岸部から産出されるベイマツ、ベイスギ、ベイヒバの丸太に対しては国内価格の15%、その他針葉樹の丸太に対しては国内価格に応じた10%～50%、広葉樹丸太等に対しては1カナダドル/m³が課せられることとなった。2019年12月15日以降は、その他針葉樹丸太に対する税率の上限が、国内価格の35%に引き下げられた。2020年9月に

は、改正された加工木材製品規則（MFPR）が施行され、沿岸部から輸出されるベイスギ及びベイヒバの製材に対して、最終製品までの加工を義務付ける（ただし、3,000マイル以上離れた場所への輸出等は適用除外）とともに、粗く加工されたベイスギ及びベイヒバの製材については、新たに州内加工代替税が課されることとなった。また、ベイスギ及びベイヒバ以外の樹種については、州外輸出可能な製材の断面積上限を0.2m²から0.1m²に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT第11条第1項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府はGATT第24条第12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

我が国は、カナダ政府に対して、マルチ（多国間協議）、バイ（二国間協議）などの場を通じ、当該措置の是正を働きかけてきた。

<最近の動き>

CPTPP協定において、日加両政府は林産物貿易に関する公文（サイドレター）を交換した。この中で、カナダ政府は、カナダ関係法令に定める手続に従った対日丸太輸出申請を受けた場合には許可証を発給することが規定されている（CPTPP協定の日本及びカナダについての効力発生の日（2018年12月30日）に発効）。

このような動きを受けて、我が国は、2020年3月に開催された日加次官級経済協議などにおいて、カナダ政府に対して適切な措置の履行を求めている。

るところ。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税法、関税率法、一般特惠関税及び後発開発途上国関税の原産地規則及び関連法規において、関税率や相殺関税などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入された物品に対する関税優遇制度（関税免税制度、戻し税制度等）がある。

カナダの2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 5.1%と、日本・米国・EU など主要先進国の水準より若干高い水準にあり、履物（最高 20%）、靴類（最高 18%）、衣類（最高 18%）、パラシュート（最高 15.7%）、鉄道関連製品（最高 11.3%）、刃物製品（最高 11.3%）等の高い譲許税率が存在する。2021 年時点の非農産品の譲許率は、99.7%となっており、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行関税率 25%）などがある。なお、2021年時点の非農産品の単純平均実行関税率は2.1%である。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年12 月に妥結されたITA拡大交渉（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参

照）について、カナダは2016 年 7 月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（12%）、スタティックコンバーター（11.3%）、スタティックコンバーターの部分品（9.7%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2019 年 7 月までに撤廃された。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、以下の措置が行われた。

- a. 緊急物資の関税の免除措置
2020 年 3 月、カナダ国境サービス庁（CBSA）は、緊急物資免税令第 2 条に基づき、公衆衛生機関、病院、並びに第一次対応機関（警察、消防、及び医療対応チームを含む地方の民間防衛グループ）等、又はその代理人によって輸入される緊急物資（疫病・災害等に対応するための物資をいう。）の関税等を一時的に免除する措置を行った。また、同年 4 月から、高齢者向け住宅、老人ホーム、シェルターなどの公的又は民間の介護用住宅施設、又はその代理人によって輸入される緊急物資の関税等も一時的に免除する措置を行った。その後、本措置は2022年5月に終了した。
- b. 医療用品の関税の免除措置
2020 年 5 月、CBSAは、特定物資免税令第 1 条に基づき、企業、流通業者、個人のカナダ人を含む全ての輸入者によって輸入される医療用品（PPE、診断検査キット、顔と目の保護具、手袋、防護服、消毒・殺菌用品、医療機器、体温計、ワイプ、医療用消耗品、その他の製品（石鹸など））の関税を一時的に免除する措置を行った。上記の品目は、新型コロナウイルス感染症に対応するために重要であると世界保健機関（WHO）及び世界税関機構（WCO）が共同で特定した医療用品及び個人用防護具（PPE）のリスト、並びにCSBAによる関連分類ガイダンスに基づき対象とされた。その後、本措置は2022年5月に終了した。

基準・認証制度

特定有害物質禁止規則改正案における DBDPE禁止措置 【新規掲載】

<措置の概要>

2022年5月、特定有害物質禁止規則改正案が公表され、TBT 通報が実施された。改正案には、デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）を用いた製品の輸入、販売等の禁止措置が含まれる。改正案によれば、移行期間は、例えば電気電子機器、自動車の特定部品、またこれらを搭載した電気電子機器、自動車については公布後5年とされている。

DBDPE の用途は電気電子製品、産業機械、自動車等、広範に及ぶ一方、現時点で DBDPE の代替材が存在せず、代替材の開発・生産の可能性も見通せない状況であり、当該禁止措置が施行されれば、産業界への影響は非常に大きい。

<国際ルール上の問題点>

当該禁止措置が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である場合は、TBT 協定第2.2条に違反する可能性がある。

措置の目的が人の健康の保護や環境の保全であるところ、カナダ以外の国・地域では DBDPE が規制されておらず、また、産業界からの報告によれば人及び環境へのリスクが小さいことから、当該禁止措置の必要性には疑問がある。

<最近の動き>

2022年7月、TBT委員会において懸念を表明するとともに、同年同月、日本政府はカナダ政府に対して TBT 通報へのコメントを提出した。

今後の改正案の動向を注視しつつ、カナダに対して措置の是正を引き続き求めていく。